

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和6年度
計画主体	結城市

第2次結城市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

経済環境部 農政課
結城市中央町二丁目3番地
電話：0296-34-0360
ファックス：0296-33-6629
メールアドレス：nousei@city.yuki.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	アライグマ、ハクビシン、カラス
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	結城市全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害面積 (被害金額)
アライグマ	未成熟とうもろこし ぶどう、なしなど	2 a (115 千円)
ハクビシン	未成熟とうもろこし ぶどう、なしなど	1 a (72 千円)
カラス	未成熟とうもろこし	6 a (169 千円)
合計		9 a (356 千円)

(2) 被害の傾向

アライグマ・ハクビシン・カラスによる被害は、年間を通して市内の農業振興地域の全域で発生しており、江川・山川・絹川地区などでは主に未成熟とうもろこしなど、結城・上山川地区ではぶどう、なしなどの果樹も食害を受けている。特にアライグマによる食害は近年拡大傾向にある。

(3) 被害の軽減目標

対象鳥獣	指 標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和9年度)
アライグマ	被害面積	2 a	1.9 a
	被害金額	115 千円	109 千円
ハクビシン	被害面積	1 a	0.95 a
	被害金額	72 千円	68 千円
カラス	被害面積	6 a	5.7 a
	被害金額	169 千円	161 千円
合計	被害面積	9 a	8.55 a
	被害金額	356 千円	338 千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> カラスは猟友会により、狩猟期間中に銃器による捕獲を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> 猟友会員が高齢化してきており、今後も捕獲活動を継続するためには若い会員の募集が必要である。
	<ul style="list-style-type: none"> アライグマ、ハクビシンは市民からの要望により、随時箱わなによる捕獲を実施している。 アライグマの処分は猟友会に委託している。 	<ul style="list-style-type: none"> 繁殖の時期や農作物の収穫時期になると被害が増加し、設置要請が多くいため、箱わなが不足する恐れがある。
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> 鳥類による農作物被害が多発している農家では、防鳥ネットやカイトなどを設置している。 	<ul style="list-style-type: none"> 防鳥ネット等の設置や鳥類対策に関する知識の普及が不十分である。 鳥類に限らず、獣類に対する防護柵の導入が被害状況や営農形態によって必要である。
生息環境管理 その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> 農作物被害があった農家に対し、放任果樹、食物残渣の適正な処理の周知をしている。 アライグマについての問合せがあった場合、県発行の被害防止マニュアルを配布し、習性や被害防止技術等に関する知識の普及に努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> アライグマなどの鳥獣の習性や被害防止技術等に関する認知度が低い。

(5) 今後の取組方針

- | |
|--|
| ①鳥獣被害防止対策に向けて関係機関との連携強化を図る。
②年間を通じて有害鳥獣の捕獲を実施する。
③捕獲頭数が増加傾向にあるアライグマ、ハクビシンについて、補助事業で整備した箱わな等の捕獲機材を用いて、市内全域において有害鳥獣捕獲の推進を図る。 |
|--|

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- | |
|---|
| 有害鳥獣捕獲許可に基づき、市民への箱わな貸出しによるアライグマ・ハクビシンの捕獲を実施。また、狩猟期間中に猟友会による銃器でのカラスの捕獲を実施。 |
|---|

(2) その他捕獲に関する取組

年 度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度～ 令和9年度	アライグマ	・箱わなの貸出及び管理 ・捕獲技術講習会等の実施
令和7年度～ 令和9年度	ハクビシン	・箱わなの貸出及び管理
令和7年度～ 令和9年度	カラス	・狩猟者の担い手確保対策

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
茨城県鳥獣保護管理事業計画を踏まえ、適正な捕獲活動を実施する。	
・アライグマ	有害捕獲による頭数が年々増加しており（令和3年度 16 頭、令和4年度 38 頭、令和5年度 103 頭 ※「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づく防除としての捕獲を除く）、また近年は生息域が拡大し、市内全域において農作物の食害や家屋侵入等の被害が深刻化しているため、捕獲活動を強化していく。
・ハクビシン	令和4年度より捕獲数が 10 頭を超える（令和3年度 5 頭、令和4年度 19 頭、令和5年度 11 頭）、農作物の食害等の被害も増加しているため、捕獲活動を強化していく。
・カラス	農業が盛んな市南部を中心に、猟友会によるカラスの狩猟捕獲を行っているが、市内全域で農作物の被害が発生しているため、引き続き被害地域において銃器による捕獲活動を強化していく。
【参考】茨城県猟友会鬼怒支部結城分会捕獲羽数 令和3年度：129 羽、令和4年度：198 羽、令和5年度：152 羽	

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
アライグマ	150 頭（有害捕獲）	150 頭（有害捕獲）	150 頭（有害捕獲）
ハクビシン	15 頭（有害捕獲）	15 頭（有害捕獲）	15 頭（有害捕獲）
カラス	160 羽（狩猟捕獲）	160 羽（狩猟捕獲）	160 羽（狩猟捕獲）

捕獲等の取組内容
アライグマ、ハクビシンについては、市内全域において箱わなを用いて、年間を通じて必要な時期に捕獲を行う。また、カラスについては、特定猟具使用禁止区域（銃）を除く市内全域において、銃を用いて狩猟期間中に捕獲を行う。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
結城市	カワウ、カルガモ、キジバト、ヒヨドリ、ニュウナイスズメ、スズメ、ムクドリ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ドバト、ノウサギ、タヌキ、キツネ、アライグマ、ハクビシン、イノシシ、ニホンジカ、ヌートリア、ノイヌ、ノネコ及びキヨンについて、茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例により権限移譲済み。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
アライグマ	侵入防止柵について、農業者の被害状況を勘案しつつ、整備を検討する。	侵入防止柵について、農業者の被害状況を勘案しつつ、整備を検討する。	侵入防止柵について、農業者の被害状況を勘案しつつ、整備を検討する。
ハクビシン	侵入防止柵について、農業者の被害状況を勘案しつつ、整備を検討する。	侵入防止柵について、農業者の被害状況を勘案しつつ、整備を検討する。	侵入防止柵について、農業者の被害状況を勘案しつつ、整備を検討する。
カラス	防鳥ネットについて、農業者の被害状況を勘案しつつ、整備を検討する。	防鳥ネットについて、農業者の被害状況を勘案しつつ、整備を検討する。	防鳥ネットについて、農業者の被害状況を勘案しつつ、整備を検討する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

年 度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度～ 令和9年度	アライグマ	・電気柵等の侵入防止柵について、適切な設置・管理方法の周知
令和7年度～ 令和9年度	ハクビシン	・電気柵等の侵入防止柵について、適切な設置・管理方法の周知
令和7年度～ 令和9年度	カラス	・防鳥ネットについて、適切な設置・管理方法の周知 ・追い払い活動の実施

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

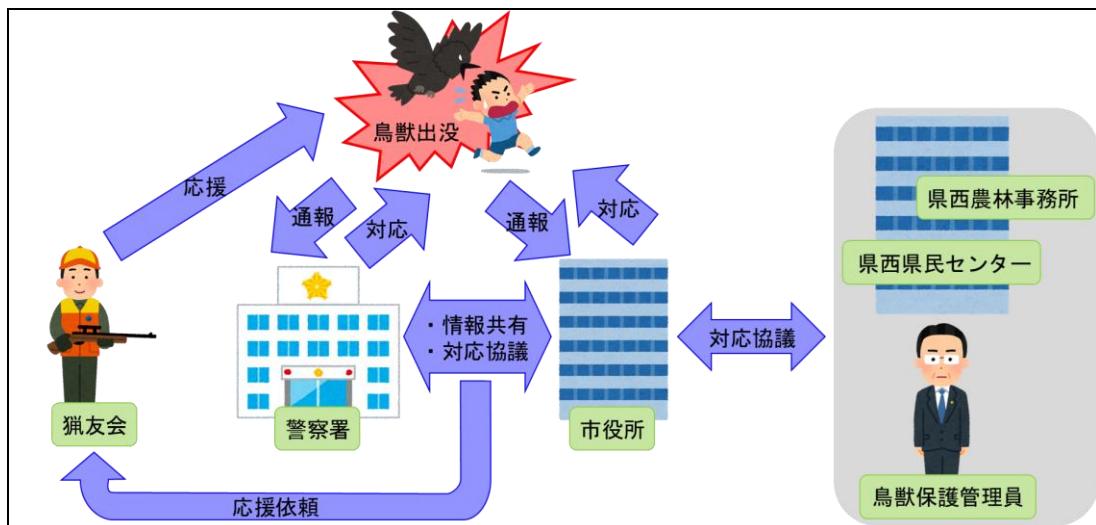
年 度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度～ 令和9年度	アライグマ	・被害地域の生息状況調査 ・放任果樹、食物残渣の適正な処理の周知
令和7年度～ 令和9年度	ハクビシン	・被害地域の生息状況調査 ・放任果樹、食物残渣の適正な処理の周知
令和7年度～ 令和9年度	カラス	・被害地域の生息状況調査 ・放任果樹、食物残渣の適正な処理の周知

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役 割
結城市経済環境部農政課	緊急時：関係機関との連絡・調整、市民への注意喚起、対象鳥獣の追払い 平常時：普及啓発、情報収集、有害捕獲の判断
結城警察署生活安全課	緊急時：緊急パトロールや市民の避難誘導、対象鳥獣の追払い、緊急捕獲の判断 平常時：市民の安全確保
茨城県獣友会鬼怒支部結城分会	緊急時：対象鳥獣の追払い、緊急捕獲 平常時：カラスの狩猟捕獲
茨城県県西農林事務所 振興・環境室	緊急時：情報提供、対応協議、捕獲助言指導 平常時：防除技術指導
茨城県県西県民センター 環境・保安課	緊急時：情報提供、対応協議、捕獲助言指導 平常時：防除技術指導
鳥獣保護管理員	緊急時：情報提供、対応協議、捕獲助言指導 平常時：防除技術指導

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

環境センター（筑西市）での焼却処分とする。ただし、運搬することが困難な場合は、市生活環境課に確認のうえ、生活環境及び生態系に影響を与えない方法で埋却処分する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	現在利用等はないが、他市町村等の動向を踏まえ、今後検討する。
ペットフード	現在利用等はないが、他市町村等の動向を踏まえ、今後検討する。
皮革	現在利用等はないが、他市町村等の動向を踏まえ、今後検討する。
その他 (油脂、骨製品、角製品、 動物園等でのと体給餌、 学術研究等)	現在利用等はないが、他市町村等の動向を踏まえ、今後検討する。

(2) 処理加工施設の取組

現在加工としての利用等はないが、他市町村等の動向を踏まえ、今後検討する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

現在加工としての利用等はないが、他市町村等の動向を踏まえ、今後検討する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	役割
結城市鳥獣被害対策協議会	
構成機関の名称	役割
結城市経済環境部農政課	事務局担当と協議会に関する連絡調整、事務総括、有害鳥獣捕獲許可に係る事務手続き、箱わなの貸出及び管理、鳥獣被害の取りまとめ
J A北つくば結城園芸部会	情報提供、鳥獣害対策
J A北つくば西部営農経済センター 営農販売課	情報提供、鳥獣害対策及び対策品の販売
茨城県県西農林事務所 結城地域農業改良普及センター 地域普及第一課	防除技術指導、被害調査連携
茨城県猟友会鬼怒支部結城分会	情報提供、捕獲したアライグマの処分、銃器による狩猟鳥獣の捕獲
茨城県県西農業共済組合	情報提供、共済事業
結城警察署生活安全課	情報提供、市民の安全確保、銃器の所持許可
鳥獣保護管理員	防除技術指導、被害調査連携

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
結城市経済環境部生活環境課	情報提供、公道上での鳥獣の死骸処理
茨城県県西農林事務所振興・環境室	情報提供、防除技術指導
茨城県県西県民センター環境・保安課	情報提供、防除技術指導

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

該当ないが、被害状況等を踏まえ、今後検討する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当ないが、被害状況等を踏まえ、今後検討する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

近隣市町と情報共有を行い、連携を図る。